

# 海賊版の現況

(回収資料参照)

大規模海賊版サイトは、数か月程度で市場に影響を及ぼすレベルに利用者が拡大する。

「FreeBooks」も「漫画村」も4～6か月程度で巨大サイトに「成長」した。

→数か月程度で対応可能な方策でなければ、実効性に欠けることになる。

海賊版サイトには様々な形態がある。

(例)

オンラインリーディング(漫画村など)

リーチサイト(遙か夢の址など)

トレント

また、マネタイズの方法も、広告モデルに限定されず、有料課金モデル(コンテンツ課金、DL速度課金)も様々な存在する。

→対抗するためには、様々な対策が必要。

# ブロッキングについて

海賊版サイト対策の手段として、必要かつ有益な局面は存在する。  
もっとも、100%遮断する必要はない。とりあえずの「止血」ができれば足りる。

→8割程度遮断できれば、あきらめるのではないか。

(ブロッキングについての考え方)

ブロッキングが、通信の秘密やインターネットアクセスの自由という、重要な権利に影響を及ぼすものであることから、「より制限的でない他の選ぶうる手段」がないことが求められることは理解する。

→司法判断によるブロッキングが望ましいと考える。

しかし、対策は時間との勝負であり、「様々な対策を行ったものの、功を奏さなかった」ことが、その都度申立ての要件となるような制度であれば、「使いにくい」制度であると言わざるを得ない。

他の対抗策と同時に行いうるものであることが望ましいと考える。

例えば、他の対抗策を行っていることの疎明を求められることや、他の対抗策が功を奏した場合に取下げ、または時限的な措置とすることなども、検討に値すると考える。

# ブロッキング制度に関する論点について

## 海賊版サイトであることの認定、立証

(出版界の対応)

出版界では、デジコミ協と電書協の共同事業として、電子取次、電子書店の協力を得て、ホワイトマーク(正規版配信サイト認定マーク)の運用を今秋から開始する。

デジコミ協、電書協には電子書籍の主要版元が参加しており、マーク付与の認定は各社の許諾状況を踏まえて行われる。

→無許諾の配信状況については、迅速、正確に把握が可能。

(実務の立場から)

→違法配信が行われていることの立証として、どの程度の資料が求められるのか？

## 申立て権利者について

無断配信されているコンテンツ全てについて、著作権者による権利行使は事実上不可能。

→権利侵害を受けている「権利者の一部」の申立てによって、全部を遮断可能とする制度が求められる。

→オーバーブロッキングの問題とは別問題

(実務の立場から)

ホワイトマーク認定組織やその他出版団体による申立てを可能とすることはできないか？

出版社による申立ての権原として、2号出版権だけでなく、利用許諾に基づく権利も許容されることが望ましい。

## 申立て相手方

全てのISPを相手取るとは、お互いに非現実的。

(実務の立場から)

一社に対する訴えにより、ブロッキング実施が認められた場合に、他のISPが任意で同様の対策を行い、その行為が免責されるという枠組みは可能か？判決効を拡張するという枠組みも考えられる、任意に対応されるのであれば、それでもよいと考える。

接続プロバイダだけでなく、パブリックDNS事業者に対する訴えも可能とすべきではないか？

## 手続きについて

「短期間」で結論が出る手続きが求められる。

保全(仮処分)手続きによることが想定されるが、必ずしもそれに限定されるものではない。

# 他の施策について

## 広告対策

(現状)

国内外の主要ネット広告組織の協力が得られるようになってきている。

広告のお金の流れから、運営者を特定できるような情報開示の仕組みを整えることは重要であると考える。

## フィルタリング

(フィルタリングについての考え方)

海賊版利用者のうち、未成年の占める割合が一定程度いることが想定されるため、現行の、主に未成年者を対象としたフィルタリングの対象に海賊版サイトを加えていくことは、それなりの効果が期待できる。

→上記ホワイトマーク認定組織が、情報提供可能。

フィルタリングを拡張していく方向については、現状制度化されていない「違法コンテンツのダウンロード違法化」と深く関係すると考えられる。